

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和3年3月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2000391号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2000137号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年5月1日から平成30年3月1日に訂正し、平成29年5月から同年8月までの標準報酬月額を18万円、同年9月から平成30年2月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成29年5月1日から平成30年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年5月1日から平成30年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和43年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成29年5月1日から平成30年3月1日まで

A社に平成30年2月28日まで勤務していたにもかかわらず、請求期間が保険給付の対象とならない期間（厚生年金保険法第75条本文該当）として記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された課税証明書及び給与振込口座通帳の写し並びにA社から提出された平成30年社員別給与台帳及び同社の事業主の回答により、請求者が請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記課税証明書、給与振込口座通帳の写し及び社員別給与台帳により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年5月から同年8月までは18万円、同年9月から平成30年2月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年5月から平成30年2月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、年金事務所に対し、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年5月1日から平成30年3月1日に訂正する旨

の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月31日付けで提出していることから、年金事務所は、請求者の平成29年5月1日から平成30年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000522 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2000139 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 34 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年 3 月から昭和 62 年 4 月まで

A 社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。同社には、正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社の請求期間に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、83 人（請求者から名前が挙がった者を含む。）に照会し、42 人から回答があったところ、複数の者が請求者を記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社の事業主は、請求期間当時の代表者は既に亡くなってしまっており、資料は保管していない旨回答及び陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、被保険者原票において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2000675 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 2000138 号

第1 結論

請求期間について、請求者の船舶所有者A社（以下「対象船舶所有者」という。）における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 22 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 37 年 3 月 13 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 37 年 3 月 13 日から同年 8 月 25 日までの期間は厚生年金保険の被保険者として記録され、同年 8 月 25 日から同年 9 月 1 日までの期間については、被保険者記録がない。

請求期間は船員保険の被保険者であったはずなので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は昭和 37 年 3 月 13 日から同年 8 月 25 日までの期間にA社B工場において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、請求者は、請求期間において対象船舶所有者が所有する船舶から大型船に重機を運び込む作業に従事していたことから、船員保険の被保険者であったはずである旨主張しており、船員保険の事業所原簿によると、対象船舶所有者は、昭和 25 年 6 月 1 日から昭和 45 年 5 月 31 日までの期間において、船員保険の適用を受けている船舶所有者であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると対象船舶所有者の事業主は既に亡くなっていることが確認できる上、対象船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において請求期間に船員保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した一人に照会したものの回答はなく、請求者の請求期間における勤務実態、船員保険の加入の取扱い及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として、請求期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。